

差別のない社会づくりを 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活の上でいろいろな差別をうけるなどの日本固有の人権問題です。

この問題を解決するため、1969(昭和44)年以降、国や地方公共団体が各種の特別対策を講じた結果、住環境などの物的な基盤整備などは大きく改善され、2002(平成14)年3月特別対策が終了

し、一般対策へ移行しました。

しかし、国や県の調査結果等を見ても、身元調査や結婚差別、不動産売買等における土地差別を中心に今日でも課題が残されています。

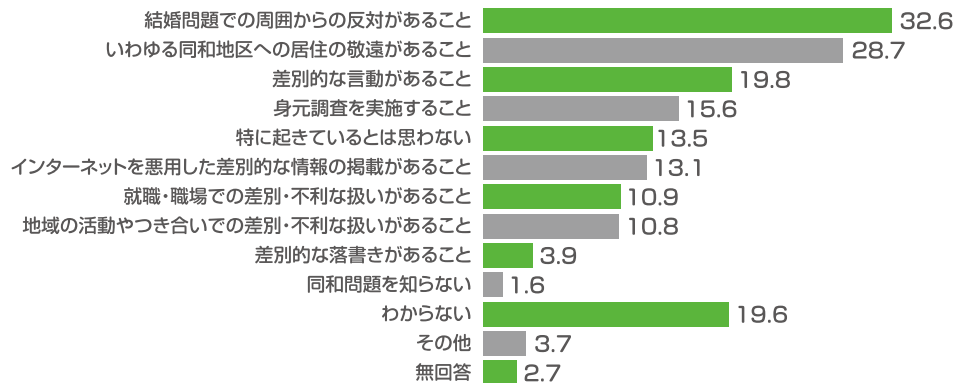
また、同和地区出身者を誹謗・中傷する表現や同和地区の所在を示す書き込みがインターネットに掲載されるということも起きています。

同和問題を解決するためには、私たち一人ひとりが同和問題について、より一層理解を深め、因習や偏見、世間体などに縛られず、日常生活を人権の視点から見つめ直すことが必要です。

Q 同和問題に関する意識

同和問題に関して、あなたは今、特にどのような人権問題が起きていると思われますか。

●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



●コラム 何が進み、何が残ったか ～同対審答申50年の「成果と課題」～

まず「何が進んだか」。地区の環境改善が進展し、高校進学率や就労率がアップしました。同和教育が広がり、部落史の研究も深まりま

した。企業は公正採用選考が至上命題になりました。

次に「何が残ったのか」。えせ同和など「差別を商う」行為の広がりや潜在化、職務上請求用紙を偽造して戸籍謄本などを入手する身元調査のネットワーク化…といった事象は同対審答申時には想定外でした。

えせ同和行為とは

同和問題の解決を阻む要因に、いわゆる「えせ同和行為」があります。これは、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけて、高額の本籍を売りつけるなどの行為を指します。

えせ同和行為と思われる不当な要求には、毅然とした態度で断固として拒否することが必要です。

本人通知制度とは

あなたの代理人や、第三者(弁護士、司法書士、行政書士等の資格を持つ人

など)が、あなたの戸籍謄本等や住民票などを取得した際、制度を導入している市役所や役場から通知を行うものです。この制度の利用を希望される方は、あらかじめ市役所等での登録が必要です。第三者に交付出来ないようにする制度ではありません。

自己の情報を他人に知られたくないという意識が高まっていることや、戸籍謄本等や住民票などの不正取得が全国で発生したことから、この制度を導入する自治体が増えています。



教えてはばら
人権
キーワード

理解と認識を深めて アイヌの人々の人権

アイヌの人々が、憲法の下で平等を保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことです。

しかし、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、進学や就職、結婚などで差別や偏見が依然として存在しています。

これに対し、アイヌ民族の正当な地位を築こうという気運が高まり、1997(平

成9)年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化振興法」が成立しました。そして2007(平成19)年、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、さらに翌年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、政府が初めて、アイヌの人々を先住民であると認めました。

現在、アイヌ語伝承のためのアイヌ語教室が開設されたり、伝統文化や伝統行事が各地で復活したりしており、それに対し、国や地方公共団体もアイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう支援を行っています。

個人的にはやはり結婚問題を重要視しています。それもまた、時を重ねる中で明らかな変化が生まれています。近年の同和地区実態調査のデータを見れば、夫と妻のどちらかが地区外出身というカップルが例外なく増加しています。

出自や家柄にこだわる人はいまだにいます

が、一方でそのことを「おかしい」と思う人は若い世代を中心に着実に増加しています。そこに私は同和問題解決への希望の光を見るのです。

馬場 周一郎(西日本新聞企画委員)
「ひょうご人権ジャーナル きずな」
平成24年8月号より要約抜粋

違いを認め合い かかわりあって 外国人の人権

2013(平成25)年末の在留外国人数は、206万6,445人(兵庫県内:9万6,541人)で、最近若干増加傾向にあります。

また、日本に入国する外国人は長期的には増加傾向にあり、2013(平成25)年には約1,125万人と過去最高となっています。

そのため、言語、宗教、生活文化や習慣等の違いから、外国人をめぐってさまざまな人権問題が発生しています。例えば、家主や仲介業者の意向により、外国人にはアパートやマンションに入居させないという差別的取り扱いがされたり、理容店において外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されるといった事案も生じています。

また、近時、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、マスコミ等によってヘイトスピーチであるとして取り上げられました。

県では、外国人県民が安心して暮らすことができるよう、(公財)兵庫県国際交流協会の外国人県民インフォメーションセンターにおいて、5言語(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)による生活相談を行っています。(P47参照)

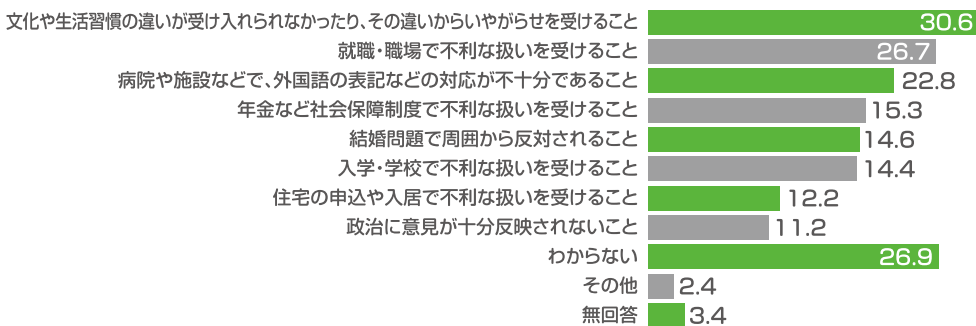
また、県教育委員会では、子ども多文化共生センターを中核として、日本語指導が必要な外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒に共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育の充実を図っています。(P47参照)

言語、宗教、生活文化や習慣等の違いなど、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、互いに認め合いかわりあう「多文化共生社会」をつくっていくことが重要です。



Q 日本に居住している外国人の人権問題に関する意識

日本に居住している外国人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



正しい理解をもって HIV感染者 ハンセン病患者等 の人権

エイズやハンセン病などの感染症については、まだまだ正しい知識や情報が普及しているわけではなく、こうした感染症についての理解不足から生じる人権問題もあります。

エイズの原因であるHIV(エイズ・ウィルス)の感染力は弱く、性行為以外の社会生活の中でうつることはまずありません。正しい理解があれば日常生活をともにすることができます。医療技術の進歩により、感染したとしても発症することなく、通常の生

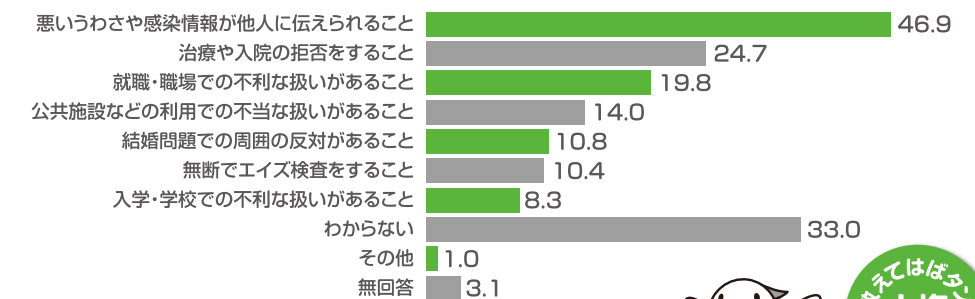
活を送ることができるようになっています。

県では、エイズに関する正しい知識の普及啓発、医療体制の整備、検査・相談体制の整備等、対策を行っています。

また、ハンセン病は、もともと病原性の弱い「らい菌」による感染症ですが、国によって行われた隔離政策により、「恐ろしい伝染病」であると誤った認識が人々に与えられました。しかし、感染力は非常に弱く、感染したとしても発症することは極めてまれで、しかも万一発病しても、早期治療により後遺症は残りません。ハンセン病に対する差別や偏見の解消を更に推し進めるため、2008(平成20)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、翌年、施行されました。県では、療養所入所者の里帰り事業や、療養所への訪問・交流事業等を行っています。

Q エイズ患者・HIV感染者の人権侵害に関する意識

エイズ患者・HIV(エイズ・ウィルス)感染者の人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



ハンセン病を正しく理解する週間とは

1964(昭和39)年に、6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までが「ハンセン病を正しく理解する週間」と定められました。6月25日は、病気の予防と患者の救済に特別の関心を寄せられた大正天皇の後・貞明皇后の誕生日であり、ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、週間中には、さまざまな事業が実施されています。

教えてはばっ
人権
キーワード

同じ社会の一員として 刑を終えて 出所した人 の人権

刑を終えて出所した人に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。就職や入居に関する差別や、悪意のある噂(うわさ)や地域社会などからの拒否的な感情など、本人の努力にもかかわらず、更生意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰をめざす人たちにとって現実

は極めて厳しい状況にあります。

また、本人だけではなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人に配慮し、同じ社会の一員として温かく迎えることが大切です。

周囲の人々の理解と社会的な対応を 犯罪被害者等 の人権

誰もが犯罪被害者になりうる現実がある中で、犯罪被害者やその家族は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるなどの被害に加えて、重大な精神的被害を受けています。加えて、再被害の不安や捜査・公判の過程での負担などで新たな精神的被害を受けたり、さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や、過剰な取材・報道などによる名誉や生活の平穩の侵害など、犯罪による直接的被害にとどまらず、副次的な被害に苦しめられることが指摘されています。

このような事態を改善するため、2005

(平成17)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同法に基づき、県では、2006(平成18)年に「地域安全まちづくり条例」が施行されました。犯罪被害者等を支援する機関・団体と協働して情報提供や相談、その他の支援を行っています。

(公財) ひょうご犯罪 被害者支援センターとは

突然の犯罪や交通事故にあった方に、専門的研修を受けた相談員が対応するとともに、警察や裁判所、病院等への付き添い、裁判の代理、傍聴なども行っています。

☎078-362-7512

教えてはばっくん
人権
キーワード



関心をもつことから解決へ 北朝鮮当局によって 拉致された被害者等 の人権

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定され、うち兵庫県関係者として田中美さんと有本恵子さんがいます。このほかにも、北朝鮮により拉致された可能性を排除できない人たちがいます。

2002(平成14)年9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ北朝鮮から納得のいく説明はありません。

このような状況に対し、2006(平成18)年に「北朝鮮人権法」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

また、2011(平成23)年4月の閣議決定により、「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められています。

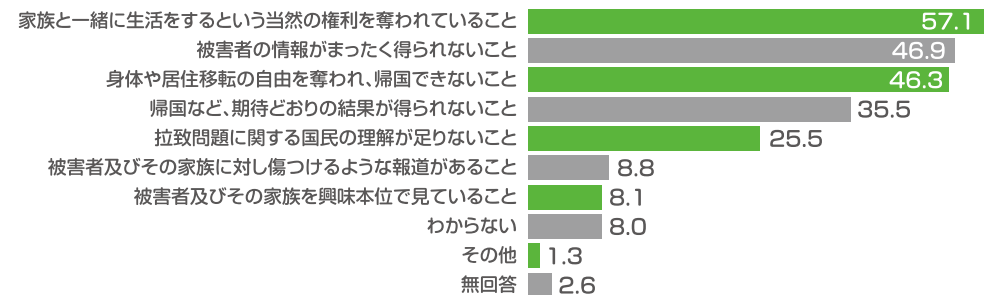
県では、2002(平成14)年から拉致問題の真相解明及び解決に向けて幅広く県民の皆さんの協力を得るため、ブルーリボン運動を推進し、併せて署名活動を行っています。

喫緊の国民的問題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



Q 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権に関する意識

北朝鮮当局によって拉致(うち)された被害者等に関し、あなたは現在、特にどのような人権問題が起きていると思いますか。●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



社会みんなの理解と協力を ホームレス の人権

仕事の減少、倒産や失業、病気やけがなどが原因で、公園、河川敷、道路などでの生活を余儀なくされる人々がいます。こうしたホームレスとなった人々の中には、きちんと就職して働きたいという自立の意志をもつ人が多いにもかかわらず、偏見や差別の対象になることが少なくありません。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴力事件などもたびたび発生しています。

こうしたホームレスの自立を支援するために、2002(平成14)年に「ホームレス自立支援法」が成立し、地方公共団体は就労機会や住居の確保、生活相談などの対策を講じるよう定められました。

県では、2010(平成22)年に「ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」を策定し、国・県・市の関係機関と民間支援団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を開催して、ホームレスに関する問題解決を図っています。

ホームレスの自立を図るためには、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別を解消するよう、地域社会の理解と協力が必要です。

偏見をなくすことから 性的指向を 理由とした人権侵害

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示すことを言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指します。特に、「男性が男

性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては根強い偏見があり、同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱については、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

性の指向はさまざまであることを認識し、偏見・差別をなくすことが必要です。

理解を深めることが必要です 性同一性障害者 の人権

性同一性障害とは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。性同一性障害の人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇

進を妨げられたりするなどの差別を受けられました。

2004(平成16)年7月に「性同一性障害者特例法」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

性同一性障害を正しく理解し、偏見・差別をなくすことが必要です。

毅然とした態度をもって 人身取引 (トラフィッキング)

性的搾取や強制労働、臓器移植などを目的とした人身取引(トラフィッキング)の問題は、大変深刻な人権侵害であり、決して許されるものではありません。被害者の多くは女性や子どもであると言われており、日本は被害者が最終的にたどり着く受入国の一つであると国際社会から批判を受けています。

こうした現状に対し、2004(平成16)年、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を取りまとめました。

2009(平成21)年には、見直しが行われ、「人身取引対策行動計画2009」が策定されるとともに、翌年6月には「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を取りまとめました。

また、人身取引やその他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、2005(平成17)年に刑法等の一部が改正され、同年7月から施行されています。

人身取引をなくすためには、その実態を知り、社会全体の問題として認識する必要があります。



6 日常生活における人権

人権は、概念としてだけでなく、具体性をもってとらえていくことが大切です。日常の身の回りの出来事を他人事とせず「自分のこと」として、人権の視点からとらえ、意識していくことが大切であり、日常生活における気づきを行動に結びつけていくことによって、人権の尊重が文化として根付いていきます。

家族が共に協力し合うことが大切です

（ 家庭と人権 ）

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、人は家庭に生まれ、さまざまなことを学びはじめます。人権意識の体得も家庭ではじまります。したがって、家庭の中の人間関係が、人権感覚を養う上で大切です。

しかしながら、近年、家庭内での希薄な人間関係、親の規範意識の欠如、育児不安の広がりやしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任、暴力や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

このような中、2005(平成17)年には、子どもの育成に伴う家庭への支援や環境整備のための国・地方公共団体の責務を明らかにした「次世代育成支援対策推進法」が施行され、2015(平成27)年度から、県としても幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めています。

県においては、県内の地域団体や

NPO、企業等からなる「ひょうご家庭応援ネットワーク会議」が主体となって、家庭のきずなを深め、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」を推進しています。自らの家族や家庭について考え、きずなを深める「家族の日」運動の取組や、地域活動へ参画するきっかけづくりとなる「お父さんプロジェクト」の推進など、さまざまな取組を行っています。

また、世界に類を見ない高齢化とともに少子化の問題が深刻化しており、私たち一人ひとりが社会と家族との関係を見直すことが必要です。

家庭においては、男女が、それぞれの責任を担って共に協力し合うことが大切です。育児や子どもの教育、高齢者の介護などは、男女が等しく担うべき大切な社会的責任であるという理念に立って、「自分の家庭」を見つめ直してみましょう。

生き方、かかわり方の問題として

（ 学校と人権 ）

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校です。各学校においては、知・徳・体の調和のとれた人間を育成するために、子どもたちに「生きる力」を培うことを大きな柱として、2008(平成20)年に国の「人権教育の指導方法等の在り方について」[第三次とりまとめ]が出されたことを踏まえて、人権教育の改善・充実に努めています。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、学校や子どもを取り巻く環境も大きく変化し、いじめ・暴力行為・不登校といった問題行動をはじめ、人権にかかわる教育課題も多様化しています。メールや掲示板などに加え、SNSや無料通信アプリなど新しい形態によるインターネット上でのいじめの件数が増加しており、それに伴う不登校や自殺なども深刻な問題になっています。

県においては、1998(平成10)年に策定した「人権教育基本方針」に基づき、さまざまな体験活動や交流を通して、人

権尊重の意義や重要性を理解し、命の大切さや自他に対する肯定的な態度と、「共生社会」の実現に向けて主体的に取り組む実践力を育成しています。兵庫型「体験教育」と言われる「自然学校」や「トライやる・ウィーク」などの体験活動は、県が先進的に取り組み、社会的自立の基礎づくりや自尊感情の育成、社会活動への参画意識の形成などに大きな成果をあげています。

さらに、「第2期ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」を2014(平成26)年に策定し、「兵庫が育むこころ豊かで自立した人づくり」の実現に向けて、人権教育の取組を進めています。

「子は、親を映す鏡」と言われるように「学校は、社会を映す鏡」でもあります。子どもたちの人権尊重という観点から、安全で安心して学べる環境づくりが重要です。学校を取り巻く問題に、教職員をはじめ大人たちの「生き方、かかわり方」が問われています。

個性や能力が発揮できる職場づくりを

職場と人権



働く人の能力が発揮されるためには、個性が尊重されるとともに、性別や年齢、学歴、信条、宗教、門地などによる差別的な待遇を許さない、機会均等の職場であることが重要であり、その実現に向けて、法整備も進められています。

改正「男女雇用機会均等法施行規則」が2014(平成26)年から施行され、間接差別となり得る措置の範囲の見直しやセクシュアル・ハラスメントの予防・事後対応の徹底等が示されています。また、男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現をめざし、育児・介護ができるような職場環境の整備を求める改正「育児・介護休業法」が、2012(平成24)年から施行されています。

「障害者雇用促進法」は、障害のある人を一定の割合以上雇用することを義務付けています。「高齢者雇用安定法」(平成24年改正)では、65歳までの高年齢

者について安定した雇用を確保するための措置を講じることになっています。

その他、過労死や自殺、パワーハラスメントなども大きな社会問題となる中、「過労死等防止対策推進法」が2014(平成26)年に施行され、過労死等の防止策を推進し、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現をめざすこととされています。

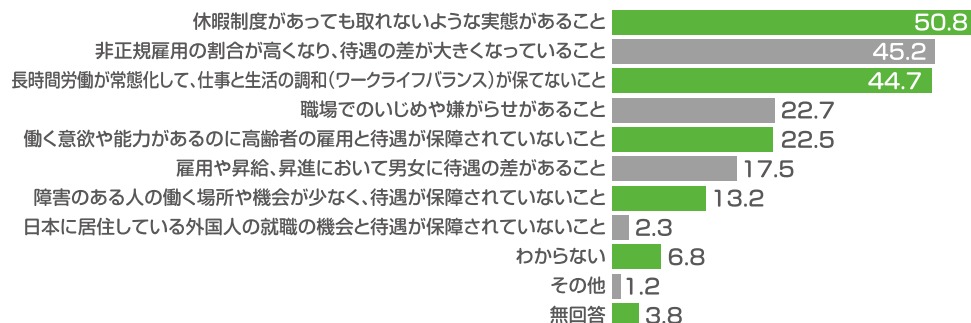
そのためには、ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくるというワーク・ライフ・バランスの視点を重視し、従来の働き方の改善や時間外労働の削減、社内コミュニケーションの促進などの取組を進めることが重要です。

こうした働く人たちの環境や権利について、人権尊重の観点からも見直していく必要があります。

Q 働く人の人権に関する意識

働く人の人権について、あなたが最近、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。

●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



だれもが安心して暮らせる社会を

地域と人権



地域では、さまざまな人権問題が、日常的な場面で起こっています。それらを改め、皆が笑顔で暮らせるよう「人権文化」あふれる社会を築いていくことが肝要です。

特に、子どもたちにとって地域は、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

我が国では、社会・産業構造の変化とともに都市化が進展し、核家族化が顕著になり、地域社会における人々の結びつきが弱体化しています。近隣同士であっても互いに無関心な状況にあり、かつては見られなかった「高齢者の孤独死」、「いじめや児童虐待」や「外国人とのトラブル」といった事象が起き、社会問題化しています。

今日の「無縁社会」と呼ばれる社会状況を私たち一人ひとりが問い直し、人と人がつながり支え合える社会の実現に向け、「ストップ・ザ・無縁社会」キャンペーンなどのさまざまな取組を、県社会福祉協議会を中心とした各種の団体や企業が進めています。

阪神・淡路大震災を経験した私たちは、復興の歩みの中で、人と人のつながりや地域での支え合いの重要性を学ぶとともに、東日本大震災の被災者への支援を通して、改めてその大切さを実感しました。震災で教えられた「共に生きる」ということをもとに、だれもが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要

があります。

また、すべての人が孤立、排除された状態ではなく、社会の構成員として迎えられる、支え合いながら共に生きるという考え方(ソーシャル・インクルージョン)が広まっています。

一人ひとりが、この「支え合いながら共に生きる」という精神を共有することが大切であり、地域団体やNPO、企業、行政などの組織においても、主体的にできることから一つひとつ取組を積み重ねていくという意識をもった人を、一人でも多く育てていくことが重要です。



無縁社会と家族をテーマにした人権啓発ビデオ「ヒーロー」

平成25年度制作

(公財)兵庫県人権啓発協会

※研修会用に貸し出しいたします